⑷　工事内容　主ポンプ設備（立軸斜流ポンプ、口径1,800㎜）１式、主ポンプ駆動設備（ディーゼル機関750ＫＷ）１式、系統機器設備１式、操作制御設備１式、除塵設備（Ｂ6.0ｍ×Ｈ7.0ｍ）１式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成26年３月15日まで

⑹　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑺　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（標準型Ⅱ型）の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。

⑼　本工事は、発注者が、応札者の歩掛見積書の提出を求め、ヒアリングを通じて歩掛見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認できた歩掛見積書を予定価格に反映させる試行工事である。

⑽　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑾　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/soukakeiyaku/index.htm 参照）に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における機械設備工事の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成９年度以降に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない）。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成９年度以降に元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。

同種工事：下記の㋐から㋒の要件を満たすポンプ設備の新設、改造、更新又は修繕（保守点検は除く）の何れかの施工実績を有すること。但し、㋐から㋒は同一工事であること。

㋐　陸用ポンプである。

㋑　ポンプ形式が斜流である。

㋒　１台あたりのポンプ吐出量が５㎥／ｓ以上である。

なお、改造、更新又は修繕（保守点検は除く）の施工実績の場合は、ポンプ本体、原動機本体又は減速機本体の何れかを施工した実績とする。

※改造とは、故障又は機能低下した設備、装置の機能・性能又は信頼性の向上を目的とした作業。

※更新とは、故障又は機能低下した設備、装置の機能を復旧するため、新しいものに設置し直すこと。

※修繕とは、設備、装置等の故障、機能低下に伴う調整、修理等、機器の復旧及び機能維持を目的とした作業。

⑸　下記３⑵①㋑に示す評価項目に対し提出された技術提案（以下「技術提案書」という）が発注者の設定している標準案と同等以上であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に限る））又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は入札説明書を参照すること。

②　上記⑷に掲げる工事の施工現場（工場での経験は除く）での経験を有する者であること。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③　当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

①　当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。

②　下記⑵①㋑の技術提案により最大25点の加算点を与える。

③　下記⑵の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。

④　得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

⑵　施工体制評価点及び加算点評価項目

①　評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

㋐　施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

㋑　性能等の評価に関する事項

（ⅰ）　工事目的物の性能・機能（耐久性）の技術提案に関する事項

・「ポンプ設備における耐久性向上対策」について。

※㋐の項目で最大30点、㋑の項目で最大25点の加算点とする。

⑶　落札者の決定　入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点及び加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／（入札価格）}）を算出する。なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。